

「米国の個人背番号制度」

肥和野 佳子さん・国際税務専門職。ニューヨーク、マンハッタン在住。

米国で生活していると、Social Security Number（社会保障番号、以下 SSN）という個人の背番号制度が社会の隅々まで浸透していて、それなしの生活は考えられない。米国の国民および米国在住者の個人背番号として使われている SSN は、もともと社会保障の個人番号として生まれ、それが納税者番号としても使われるようになり、そのほか生活のいろいろな場面で、事実上、個人 ID 番号として機能している。

SSN はたとえば金融口座の開設や口座の管理、学校での学生情報管理、病院での患者情報管理や医療保険事務などで使われたり、カスタマーサービスに電話するときも、本人確認のために聞かれることがあり、なにかと何度も書類に書いたり、聞かれたりするの、隠しようもない。日常よく使うことが多いので、たいていの米国人は9桁の自分の番号を暗記している。私も自然に暗記した。

個人背番号があると、良心的に生活している庶民にとってよいこともたくさんある。なかでも最大のメリットは、金銭的な情報に透明性を高めることができ、他人と混同せず正確に効率よく情報を保管・管理することが可能になることだと思う。なんといっても名寄せが即時に低コストでできる。同姓同名者との混乱を避けることもできる。氏名・住所・勤務先が何度変わっても情報に混乱が生じにくい。不正なマネーの摘発に役立ち、脱税やマネーロンダリング防止にも大きな役割を果たす。租税徴収の公平性につながる。公的給付関連事務も効果的かつ効率的に行うことができる。

銀行が破綻して預金保険機構のお世話になるときも、名寄せが簡単なら、すみやかに預金保険関連事務が処理される。社会保障の公平性、透明性に大いに役立つ。そのほか、社会のいろんな場面で事務処理が簡単になることで、その結果、余計な税金や経費を使わなくて済む。

日本でも、昔、公的年金制度を導入する際、個人背番号制度も同時に取り入れていれば、誰ものがわからなくなったという年金問題の混乱、および莫大な事務コストという税金の無駄使いも起こらなかったはずだ。

ちなみに米国では公的年金については「保険料」という形態ではなく Social Security Tax（社会保障税）という「税金」の形態をとっている。従業員はたとえ少額でも所得があれば正社員・非正社員にかかわらず、フルタイムでもパートタイムでも強制的に源泉徴収される。給与関係の所得税や社会保障税の源泉徴収はきわめて厳しく雇用者に義務付けられており、源泉徴収税の支払いが遅れると Internal Revenue Service（米国歳入庁：米国の税務署、以下、IRS）から厳しいペナルティーが科せられるので、社会保障税を逃れることは難しい。米国でパートタイムは安上がりな労働力ではないのだ。

Independent Contractor（個人事業の独立仕事請負人）の場合も1件につき年間600ドル以上稼いだら、報酬を支払った会社は支払調書を発行することが義務付けられており、その情報は IRS にも行く。個人は所得税確定申告の際に Self-employment tax（自営業税）という名前で、事実上の社会保障税を支払わなければならないので、社会保障税の徴収漏れが少ない。

社会保障税の徴収は所得税の徴収と同様に IRS が行うが、公的年金の管理と給付は Social Security Office（社会保障庁）が行う。米国では会社が年末調整を行わないので、所得のあるほとんどの人が毎年確定申告をする。

個人所得税確定申告書を IRS に提出していれば、Social Security Office から、確定申告書に記載した自宅住所のあるところに、毎年、公的年金情報通知が郵便で届き、社会保障税の課税対象所得は自分はいままで各年度いくらだったか記録があり、将来の年金給付見込み額も明記されている。これには感心する。

数年前、ある雑誌の記事で米国の公的機関のアセスメント評価（どこの役所がちゃんと仕事をしているか、していないかのランキング）で、1位は社会保障庁だった。ちなみに最下位は移民局。

VISA 関係のこと扱う役所で、たしかに仕事が遅くていいかげんで困りものという風評を聞くことがある。

SSN の制度で不法労働者を避けることも意図している。原則的に SSN は合法的な入国者で米国で働くことを許された VISA を持っている人にしか発行されない。以前は駐在員の配偶者や長期滞在者にも発行されたが、96年ごろから発行されなくなった。しかしそれでは確定申告もできないし、生活になにかと不便なので、そういう人には SSN のかわりに ITIN（Individual Tax Identification Number：納税者番号）が IRS から交付されるようになり、税務上の個人 ID として機能している。

米国では、SSN は赤ちゃんにもちゃんとしている。96年ごろまでは、生まれてから1年以内に SSN をとればよかったが、今は生後すぐに取得するように義務付けられている。親は赤ちゃんの SSN を必ずとる。そうしなければ所得税確定申告でその子の分の扶養控除がとれないからだ。

世の中には同姓同名の人がたくさんいる。病気になって、病院で同姓の人と、カルテを間違われそうになったことはないか。同姓同名者もそれぞれ引越しもするし、転職もするだろう。ましてや結婚・離婚などで姓がころころ変わると、誰のことか特定するのが、たいへん難しくなる。国が個人番号を一人に一つ付与する制度は確かに合理的だ。

日本では気がつかないかもしれないが、氏名がやたら長くてややこしい人が世の中には少なくない。移民社会である米国では特に顕著だ。名前が長々と連なっていて、どれがどこまでラストネームだかミドルネームだかファーストネームだかわからない。

名前で照合するのは困難なのだ。

アラブ系の名前や、東南アジア系の氏名は特に難しい。利子所得や、配当所得の情報など、金融機関によって使われている氏名の範囲が異なったり、ラストネーム・ファーストネームの表記の順番が違ったり、スペルが多少違ったり、コンピュータ上のフォームのスペースが足りなくて、名前が途中で切れていたりすることがある。SSN がなければ、これが同一人物のものか別人のものか、判別は極めて難しくなる。SSN があるお陰で、番号をたよりに、多少、氏名の表記のしかたが違っていても、同一人物か別人か判別できる。SSN がないとお手上げだ。

NY市の電話番号帳によるとマンハッタン在住の日本人でさえ、同姓同名がかなりいる。Kenji Suzuki という名前の日本人はマンハッタンだけで3人いる。Yuko Suzuki

もマンハッタンだけで3人いる。日本では使っている漢字で少しは判別ができるのだろうが、ローマ字表記だとみな同じだ。そう遠くない住所のところに、同姓同名がこんなにはいろいろな場面で事務処理に混乱が予想される。SSN がないとやはりお手上げだ。個人背番号はあってあたりまえの生活になっている。

米国では合法的に公開されている個人情報もある。しかしそれは、個人破産をしたことがあるかとか、何らかの商品を購入して、長期間支払わないままのものがあるかとか、不動産の法的所有者は誰かとか、主として経済的な信用情報だ。それらはビジネス上必要な情報で有益性が高い。

日本で個人背番号制度が検討されているそうだ。個人情報のプライバシー保護問題もあるが、一人一人に番号がつくからといって、遠い将来はともかく、すぐに病歴や学歴まで一元管理されてデータが他人に流されるような事態になるとは考えにくい。米国では SSN は昔から存在していて生活に根付いているが、情報は一元化されているわけではない。たしかに個人情報一元化につながるかもしれない IC カード化案というのは以前に聞いたことはあるが実現されていない。ただ、警察や FBI や CIA などが犯罪捜査等、何か特別な目的で情報収集のために、特定個人の情報を集めようと思えば SSN をたよりにいろいろなところから集めることは、他人との混同リスクが少なく、効率的に迅速にできると思う。

基本的に個人情報一元化に反対すればよいのであって、個人背番号制度そのものは悪くないと思う。個人情報を徹底的に守りたいなら、クレジットカードをもたず、確定申告をしなくてもいいような所得だけにおさえ、不動産を所有せず、電話ももたず、病院にも行かず、アンケートにも一切協力せず、インターネットも使わず、その他あらゆる場面で、住所、氏名、生年月日、性別を聞かれてもいっさい答えず・・・、という生活をするしかない。こんな生活はどのみち現実的ではない。

プライバシー保護の問題も程度問題で、何事もメリットとデメリットはある。個人背番号制度の問題は近い将来日本で本格的に議論されるだろう。日本はどうするのかは日本人が決めることだ。メディアや周りの雰囲気だけに流されず、メディア・リテラシーを高め、自分で情報を集め、よく考えて、それぞれが判断することが大切と思う。

『NEW YORK, 喧噪と静寂』より

肥和野 佳子（ひわの よしこ）さん

ニューヨーク、マンハッタン在住。国際税務専門職。東京大学大学院法学修士。

1988 年から米国在住。1990 年、米国の大手監査法人 KPMG 入社。監査部門で 2 年経験後、税務に従事。2000 年より EASTON, Inc. 経営。